

**「平成27年度保健事業の実施について」の一部を訂正
させていただきます。**

「平成27年度保健事業の実施について」は、平成27年3月27日付け建保発第57号をもって、理事長から事業主様にお知らせしたところですが、その一部を次のとおり訂正させていただきますので、よろしくお願いします。

※ 「平成27年3月27日 新着情報」でお知らせしました。

○ 3頁の「3 疾病予防事業」の「(1) 短期人間ドック」

(訂正前)

- ・ 健康保険組合と契約した健診機関で受診する。健康保険組合と契約していない健診機関で受診する場合は、事前に健康保険組合と協議・調整を行うこと。

(訂正後)

- ・ 健康保険組合と契約した健診機関で受診する。健康保険組合と契約していない健診機関で受診した場合は、「人間ドック利用補助金受給申請書」に、領収書（原本）・検査結果（写し）・質問票を添えて、平成28年2月29日までに申請すること。